

プライバシーマーク(JISQ15001)個人情報保護コンサルティング

顧客や従業員を大切に思うならば大切なプライバシーを守る思いやりの心がなければならない

なぜ今個人情報保護が叫ばれているのか

電子店舗システムや顧客管理システムなど個人的な顧客情報のデジタル化が当たり前になってきています。また従業員や派遣社員に関する情報もコンピュータに登録されており、いつどこで知られたくないプライベートな情報が漏れるかわかりません。我が国ではプライバシーに対する取り組みが遅れており、**顧客だけでなく従業員に対するプライバシー侵害が放置されている**というのが実情です。しかしプライバシー意識が低い企業では電子商取引による成長は期待できません。**顧客も社員も逃げていく**からです。

プライバシーマーク制度とは

プライバシーマーク制度は個人情報保護規格であるJIS Q 15001に適合したコンプライアンス・プログラムを整備して、個人情報の取り扱いを適切に行っている事業者を第三者機関であるJOPDEC (及びその指定機関)が評価・認定し、その証としてプライバシーマークと称するロゴの使用を許諾する制度をいいます。**ISO9000、ISO14000とともにプライバシーマークは現代企業として獲得すべき優良企業ブランドの証**であるといえるでしょう。

まず何を行えばよいのか

まず**社内**に存在している**個人情報を探し出し、どのような目的で利用されているのか把握**することが先決です。不必要な個人情報の取扱いは廃止して、必要なものについては**OECDプライバシーガイドライン八つの原則**におけるプライバシー侵害のリスク可能性を全て評価した上で適切な対策を講じることが必要です。

ISO9000、14000と共通のマネジメントシステム原則

JIS Q 15001個人情報保護規格は品質システム規格のISO9000、環境マネジメントシステム規格のISO14000と共通のマネジメントシステム原則を採用しています。方針を作成し、それに基づき計画し、実施し、監査し、及び見直しをスパイラルに継続していくことによって、事業者の管理能力を高めていくことが要求されています。

私達は**情報システムの積極的な活用によって**、ISO9000、ISO14000のマネジメントシステムとの統合を図るとともに、顧客本位、従業員重視などISOの理念のもとに徹底したプライバシー教育を実施致します。

①収集制限の原則	個人データの収集は適法かつ公正な手段によるべきであり、適当な場合にはデータ主体に通知又は同意を得て行うべき。
②データ内容の原則	個人データは、その利用目的に沿ったものであるべきであり、利用目的に必要な範囲内で正確、完全、最新に保たれなければならない。
③目的明確化の原則	収集目的は収集時より遅くない時期に明確化されなければならない。その後の利用は収集目的と両立し、かつ明確化されたものに制限するべき。
④利用制限の原則	個人データは明確化された目的以外に使用されるべきではない。
⑤安全保護の原則	個人データは紛失・破壊・修正・開示等の危険に対し、合理的な安全保護措置により保護されなければならない。
⑥公開の原則	個人データに係る開発、実施、政策は一筋に公開されなければならない。また、データ管理者を明示する手段を容易に利用できなければならない。
⑦個人参加の原則	自己に関するデータの所在を確認し知らせるべき。また、自己に関するデータについて異議申立ができ、消去、修正、完全化、補正ができなければならない。
⑧責任の原則	データ管理者は、以上の原則を実施するための措置に従う責任を有するべき。



プライバシー尊重のための意識改革と新たな脅威に対する対応技術のキャッチアップ

ITの急速な発展によって電子商取引など革新的なビジネスモデルが実現してきた反面、年々不正アクセスや悪質プログラムによる情報犯罪が増加しています。また、従業員への高額報酬による情報取引など内部犯罪も急増しています。私達は**暗号化や指紋認証などの最新のセキュリティ対策**を紹介するとともに、**従業員教育や罰則規定など組織整備**もお手伝い致します。

杉浦システムコンサルティング,Inc

〒 600-8815 京都市下京区中堂寺栗田町93 京都リサーチパーク6 号館401 号

TEL 075 (321) 5528 FAX 075 (315) 8497

Email sugiura@mbox.kyoto-inet.or.jp HomePage <http://www.st.rim.or.jp/> ryoma